

平成 28 年 11 月 16 日

堺 市

三宝小学校普通教室空気調和設備工事外 11 件の設計図書の訂正について（通知）

三宝小学校普通教室空気調和設備工事外 11 件の設計図書について、下記のとおり、一部訂正しますので、お知らせいたします。

現在、堺市入札情報公開システムに掲載されている書類は訂正済みです。再度ダウンロードしていただくか、お持ちの書類を下記のとおり訂正していただきますよう、お願いいたします。

なお、開札予定日時、入札書の提出期間の変更はありません。

ご迷惑をお掛けし、お詫び申し上げます。

記

1、 対象案件

三宝小学校普通教室空気調和設備工事
新湊小学校普通教室空気調和設備工事
浅香山小学校普通教室空気調和設備工事
浜寺昭和小学校普通教室空気調和設備工事
鳳小学校普通教室空気調和設備工事
美原北小学校普通教室空気調和設備工事
平尾小学校普通教室空気調和設備工事
東深井小学校普通教室空気調和設備工事
福田小学校普通教室空気調和設備工事
八田荘小学校普通教室空気調和設備工事
美木多小学校普通教室空気調和設備工事
宮園小学校普通教室空気調和設備工事

2、 図面番号 E-01 特記仕様書 [電気設備] の訂正

(1) 訂正箇所

・ II.2.(1).3 安全対策

(2) 訂正内容

訂正前

3. 安全対策	・安全巡視員（警備会社による）○常駐 人 ●スポット延べ 3 人 ・工事進入路及び周辺道路においては、工事関係車両は徐行運転を行い、より一層安全運転に努めること。
---------	--

訂正後

3. 安全対策	・安全巡視員（警備会社による）○常駐 人 ○スポット延べ 人 ・工事進入路及び周辺道路においては、工事関係車両は徐行運転を行い、より一層安全運転に努めること。
---------	--

特記仕様書【電気設備】

I. 工事概要

1. 工事名称 美原北小学校普通教室空調設備工事
2. 工事場所 堺市美原区大保19番地

Table with 6 columns: 建物名称, 構造, 階数, 延べ面積 (㎡), 消防法施行令別表第一, 備考. Row 1: 美原北小学校, RC造, 3, [blank], (7)項, [blank]

Table with 7 columns: 建物別及び屋外工事種目, 美原北小学校, [blank], [blank], [blank], [blank], [blank]. Rows include 電灯設備, 動力設備, 受変電設備, 構内配電線路.

5. 工事内容 (下記の内容には、各種機器の取付、接続及び試験調整も含む。)

Table with 2 columns: 設備名, 内容. Rows include 電灯設備, 動力設備, 構内配電線路.

6. 特記事項

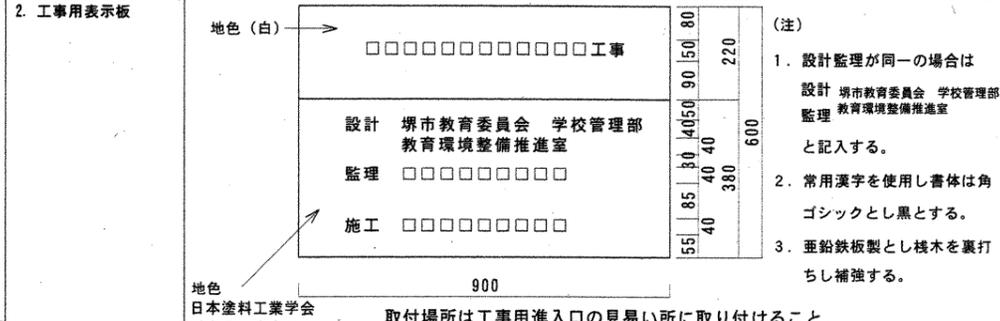
Table with 2 columns: 項目, 特記事項. Rows include 11. 石綿に関する事前調査結果の揭示, 12. 本工事での特別管理産業廃棄物等.

II. 工事仕様書 (注) 本工事において委託監理契約が締結されている場合は、監督員を監理員と読み替えるものとする。

1. 一般仕様
(1) 図面、特記仕様書に記載されていない事項は、すべて国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)(平成25年版)及び公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工事編)(平成25年版)並びに公共建築設備工事標準図(機械設備工事編)(平成25年版)による。

2. 特記仕様
(1) 一般事項
特記項目において選択する事項は、●印のついたものを適用する。

1. 施工調査
・本工事施工にあたっては、事前に現場を十分に調査し着工のこと。また、電気、給水及びガス等の供給停止、粉じん、ほこり等が発生するおそれのある場合は、事前に監督員及び当該施設管理者と十分に打合せのうえ施工のこと。



3. 安全対策
・安全監視員(警備会社による)○常駐 人 ○スポット延べ 人
・工事進入路及び周辺道路においては、工事関係車両は徐行運転を行い、より一層安全運転に努めること。

4. 仮設備
・仮設備項目(○受変電 ○発電機 ○給水ポンプ ○排水ポンプ ○)
・仮設期間(○図面による ○)

5. 工事用仮設物
・すべて請負者の負担とし、構内につくることが(●)できる。(○)できない。

6. 足場、さん橋類
・別契約の関係請負者が設置したもの、無償で使用できる。○本工事で設置とする。

7. 工事用電力
・本工事に必要な工事用電力、水、ガス等の費用及び官公署その他の関係機関への諸手続等の費用は、請負者の負担とする。

8. 設備機材等
・本工事に使用する機材は、堺市「使用機材指定製作所一覧表」によるものとし、別途指定する書面にて監督員の承諾を受けるものとする。

(グリーン購入法)
・図面中の「G」印は「国等による環境物品等の調達に関する法律」(以下、「グリーン購入法」という。)の特定調達物品を示す。

9. 化学物質を発生させる設備材料等の使用制限
・本工事で使用する設備材料等は、設計図書で規程する所要の品質及び性能を有するものとする。なお、原則としてホルムアルデヒドが発生しない規制対象のものとして下記(1)を使用するが、該当する材料等がない場合は、第3種のものとして下記(2)を使用する。なお、詳細については、関係法令を参照のこと。

10. 発生材の処理等
・発生材等(建設副産物)の処理は、「産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律」「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」「資源の有効な利用の促進に関する法律」「建設副産物適正処理推進要綱」その他関係法令を遵守して行うこと。

(建設リサイクル法)
・発生材等(建設副産物)の処理は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」を遵守し、その種類ごとに選別リサイクル等再資源化を図るものとする。

11. 石綿に関する事前調査結果の揭示
・平成18年8月31日以前に工事着手を行った建築物等を解体・改造・補修する工事については工事開始前に、石綿含有建築材料の使用の有無を調査し、事前調査の結果の書面作成、現場揭示及び発注者への報告を行うこと。

12. 本工事での特別管理産業廃棄物等
・本工事における特別管理産業廃棄物等(○有 ●無し)
種類: ○アスベスト含有建材 ○PCB含有機器 ○
(アスベスト処理)
・撤去部にアスベストを含む材料が使用されている場合は、「大阪府7A」対策基本指針」「大阪府7A」廃棄物処理暫定指針及び関係法令に基づき適切な処理を行うこと。

項目 特記事項

(蛍光灯処理)
・蛍光灯及び水銀灯については、場外に搬出し専門処理施設にて再生資源化を図るものとする。
(イオン化式感知器)
・放射性物質を含むイオン化式感知器は、製造業者又は販売業者にて回収することとする。

(フロン類等の処理)
・フロン系冷媒は、「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保に関する法律」「特定家庭用機器再商品化法」により処理すること。
・吸収式冷凍機等の臭化リチウム溶液等は、回収装置により回収し適正に処理を行うこと。

(その他の処理)
・上記以外の有害物質の処理については、監督員と協議を行うこと。
13. 建設発生土の処分
・○構内指定場所に敷きならし ○構内指定場所にたい積 ●構外搬出適切処理(再資源化施設)

14. 埋戻し
・コンクリート管以外の埋設配管は、管の下部50mmから上部100mm以上の範囲を○根切り土の中の良質土 ●山砂の類 にて埋戻しのこと。
15. 騒音、振動の防止
・「低騒音型、低振動型 建設機械指定要領」に基づき指定された建設機械を使用し、また、「建設機械に関する技術指針」に定められた排出ガス対策型建設機械を使用すること。

Table with 6 columns: 設置場所, 機器種別, 特定の施設(○甲類・●乙類)重要機器, 一般施設(乙類)重要機器, 一般施設(乙類)一般機器. Rows include 上層階・屋上・塔屋, 中間階, 1階及び地下階.

17. あと施工アンカー
性能確認試験 ○行 行わない
施工後確認試験 特記なき場合、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)による。

18. 風圧力に対する性能
・建築基準法施行令第87条に定めるところによる風圧力(耐風力)検討計算書を監督員に提出すること。
19. 施工条件
・工事に伴い障害物が発見された場合は、速やかに監督員に報告し協議の上施工すること。

20. 官公署その他への手続き
21. 工事実績データの作成・登録について
・請負者は、受注時及び竣工時において請負代金額が500万円以上の工事については、コリンズ(工事実績情報システム)に基づき、実績登録用データを作成し、監督員の確認を受けた後に、一般財団法人日本建設情報総合センター(JACIC)に登録しなければならない。

22. 建設業退職金共済制度
・建設業退職金共済制度(以下「建退共」という)は現場で働く労働者を被共済者としたものであり、下請業者までこの制度の主旨を理解し、各現場ごとに建退共の証紙を購入し、契約締結後、1ヶ月以内に「建退共掛金収納書届」を提出すること。

Project completion form for 美原北小学校普通教室空調設備工事. Includes fields for design completion date (H28.9), scale (NON), and original drawing (A2). Includes a signature line with a stamp and the number 1.

特記仕様書【電気設備】

I. 工事概要

1. 工事名称 宮園小学校普通教室空調設備工事

2. 工事場所 堺市中区宮園町4番1号

3. 建物概要

建物名称	構造	階数	延べ面積 (m ²)	消防法施行令別表第一	備考
宮園小学校	RC造	3		(7)項	

4. 工事種目 (●印のついたものを適用する。)

建物別及び屋外工事種目	宮園小学校					
電灯設備	●	○	○	○	○	○
動力設備	●	○	○	○	○	○
受変電設備	○	○	○	○	○	○
構内配電線路	●	○	○	○	○	○

5. 工事内容 (下記の内容には、各種機器の取付、接続及び試験調整も含む。)

電灯設備	本工事は、図示の如く普通教室空調設備工事に伴い、分電盤の製作・取付ならびに既設分電盤より新設空調機及び新設換気扇に至る配管・配線工事等の一切を行う。
動力設備	本工事は、図示の如く普通教室空調設備工事に伴い、分電盤の製作・取付及び空調室外機・室内機に至る配管・配線工事等の一切を行う。
構内配電線路	本工事は、図示の如く普通教室空調設備工事に伴い、既設キュービクルまたは既設分電盤より新設分電盤に至る配管・配線工事等の一切を行う。

6. 特記事項

II. 工事仕様書 (注) 本工事において委託監理契約が締結されている場合は、監督員を監理員と読み替えるものとする。

1. 一般仕様

- (1) 図面、特記仕様書に記載されていない事項は、すべて国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）（平成25年版）及び公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）（平成25年版）並びに公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）（平成25年版）による。
- (2) 電気設備工事及び建築工事を本工事を含む場合は、電気設備工事及び建築工事はそれぞれの工事仕様書を適用する。

2. 特記仕様

(1) 一般事項
特記項目において選択する事項は、●印のついたものを適用する。

1. 施工調査

- 本工事施工にあたっては、事前に現場を十分に調査し着工のこと。また、電気、給水及びガス等の供給停止、粉じん、ほこり等が発生するおそれのある場合は、事前に監督員及び当該施設管理者と十分に打合せのうえ施工のこと。
- 実施工程表及び施工計画書作成のための施工計画調査及び施工に先立って事前調査を行い監督員に報告する。なお、調査項目、調査範囲及び調査方法は、監督員との協議による。

2. 工事用表示板

地色(白) →

□□□□□□□□□□工事

設計 堺市教育委員会 学校管理部
教育環境整備推進室

監理 □□□□□□□□

施工 □□□□□□□□

(注)

- 設計監理が同一の場合は、設計 堺市教育委員会 学校管理部 監理 教育環境整備推進室 と記入する。
- 常用漢字を使用し書体は角ゴシックとし黒とする。
- 亜鉛鉄板製とし枝木を裏打ちし補強する。

取付場所は工事用進入口の見易い所に取り付けること。

日本塗料工業学会 Y17-70X

3. 安全対策

- 安全監視員（警備会社による）○常駐人 ○スポット延べ人
- 工事進入路及び周辺道路においては、工事関係車両は徐行運転を行い、より一層安全運転に努めること。

4. 仮設備

- 仮設備項目（○受変電 ○発電機 ○給水ポンプ ○排水ポンプ ○）
- 仮設期間（○図面による ○）

5. 工事用仮設物

- すべて請負者の負担とし、構内につくることが（●）できる。○できない。）

6. 足場、さん橋類

- 別契約の関係請負者が定置したもの、無償で使用できる。○本工事で設置とする。

7. 工事用電力

- 本工事に必要な工事用電力、水、ガス等の費用及び官公署その他の関係機関への諸手続等の費用は、請負者の負担とする。

8. 設備機材等

- 本工事に使用する機材は、堺市「使用機材指定製作所一覧表」によるものとし、別途指定する書面にて監督員の承諾を受けるものとする。

(グリーン購入法)

- 図面中の「G」印は「国等による環境物品等の調達に関する法律」（以下、「グリーン購入法」という。）の特定調達物品を示す。
- 堺市グリーン調達基本方針による「堺市グリーン調達方針」（最新年度による）に基づき、公共工事特定調達物品を監督員と協議の上、本工事にて優先採用すること。

9. 化学物質を発生させる設備材料等の使用制限

- 本工事で使用する設備材料等は、設計図書で規程する所要の品質及び性能を有するものとする。なお、原則としてホルムアルデヒドが発生しない規制対象外のものとして下記（1）を使用するが、該当する材料等がない場合は、第3種のものとして下記（2）を使用する。なお、詳細については、関係法令を参照のこと。
- (1) JIS及びJASのF☆☆☆☆規格品及び「非ホルムアルデヒド系」等の表示のあるJAS規格品とする。
- (2) 国土交通省告示1485号（平成15年11月25日）で示されているもの。

10. 発生材の処理等

- 発生材等（建設副産物）の処理は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」「資源の有効な利用の促進に関する法律」「建設副産物適正処理推進要綱」その他関係法令を遵守して行うこと。
- 元請業者は、当該工事に伴って生じた全ての建設廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。
- 請負業者が収集運搬及び処分を委託する場合は、請負業者と収集運搬業者との間の契約及び、請負業者と処分業者との2者間契約を締結し、事前に許可証の写しを監督員に提出する事。尚、収集運搬及び処分は請負業者の責任においてマニフェストシステムにより適正に行うこと。

(建設リサイクル法)

- 発生材等（建設副産物）の処理は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」を遵守し、その種類ごとに選別しリサイクル等再資源化を図るものとする。

11. 石綿に関する事前調査結果の揭示

- 平成18年8月31日以前に工事着手を行った建築物等を解体・改造・補修する工事については工事開始前に、石綿含有建築材料の使用の有無を調査し、事前調査の結果の書面作成、現場揭示及び発注者への報告を行うこと。事前調査により石綿の使用が認められた場合は、(1)一般事項12「本工事での特別管理産業廃棄物等（アベスト処理）」により適切な処理を行うこと。
- なお、事前調査の対象外であっても、解体・改造・補修する工事については石綿含有建築材料が不使用である旨の揭示を行うこと。

12. 本工事における特別管理産業廃棄物等 (○有 ●無し)

- 種類：○アベスト含有建材 ○PCB含有機器 ○

(アベスト処理)

- 撤去部にアベストを含む材料が使用されている場合は、「大阪府アベスト対策基本指針」「大阪府アベスト廃棄物処理暫定指針」及び関係法令に基づき適切な処理を行うこと。

(PCB処理)

- 本工事で撤去する機器については、事前にPCB（微量PCB含む）含有の有無を全数調査し、監督員に報告のこと。また、変圧器及びコンデンサ等の機器については、PCB含有の有無を専門機関にて下記のとおり行う。
- (○本工事にて分析し報告書を監督員に提出。○分析済み。)
- PCB含有が認められなかった場合は、関係法令に基づき適切な処理を行うこと。
- PCB含有が認められた場合は、PCBが飛散、流失及び地下への浸透等が無いうに適切な容器に納め保管すること。監督員指定場所：(○現況場所に保管。○構内指定場所に保管。○構外搬出し指定場所に保管。)

III. 特記事項

(蛍光灯処理)

- 蛍光灯及び水銀灯については、場外に搬出し専門処理施設にて再資源化を図るものとする。

(イオン化式感知器)

- 放射性物質を含むイオン化式感知器は、製造業者又は販売業者にて回収することとする。

(六ふっ化硫黄ガス)

- ガス絶縁開閉器、ガス絶縁変圧器等、受変電機器に含まれる六ふっ化硫黄（SF6）ガスは、製造業者又はガス回収業者にて回収し、再使用又は再資源化を図るものとする。

(フロン類等の処理)

- フロン系冷媒は、「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保に関する法律」「特定家庭用機器再商品化法」により処理すること。
- 吸収式冷凍機等の臭化リチウム溶液等は、回収装置により回収し適正に処理を行うこと。
- ブライン液は専門業者等により回収し適正に処理を行うこと。
- 鉛蓄電池の電解液及びアルカリ蓄電池の電解液は、製造業者又は販売業者にて回収、又は関係法令等に従い回収し、中間処理施設で中和処理等を行うこと。
- 上記以外の有害物質の処理については、監督員と協議を行うこと。

(その他の処理)

- 構内指定場所に敷きならし ○構内指定場所にたい積 ●構外搬出適切処理（再資源化施設）

13. 建設発生土の処分

- コンクリート管以外の埋設配管は、管の下部50mmから上部100mm以上の範囲を○根切り土の中の良質土 ●山砂の類 にて埋戻しのこと。

14. 埋戻し

- 「低騒音型、低振動型 建設機械指定要領」に基づき指定された建設機械を使用し、また、「建設機械に関する技術指針」に定められた排出ガス対策型建設機械を使用する。

15. 騒音、振動の防止

- 騒音・振動が発生する工事については、関係法令を遵守し行うこと。なお、2日以上にわたる作業を行う場合は、特定建設作業の届出を行うこと。

16. 耐震施工

- 設備機器の固定は、「建築設備耐震設計・施工指針2005年版」により、耐震強度計算書を監督員に提出し、承諾を受けるものとする。尚、設計用水平地震力、設計用鉛直地震力は下記による。
- (1) 設計用水平地震力（設計用水平地震力は、機器の重量に、次に示す設計用水平地震度を乗じたものとする。）

設置場所	機器種別	設計用水平地震度 (注) ()内の数値は防振支持の機器の場合に適用する。			
		●特定の施設 (○甲類・●乙類)		○一般施設 (乙類)	
上層階・屋上・塔屋	機器	2.0 (2.0)	1.5 (2.0)	1.5 (2.0)	1.0 (1.5)
	水槽類	2.0	1.5	1.5	1.0
中間階	機器	1.5 (1.5)	1.0 (1.5)	1.0 (1.5)	0.6 (1.0)
	水槽類	1.5	1.0	1.0	0.6
1階及び地下階	機器	1.0 (1.0)	0.6 (1.0)	0.6 (1.0)	0.4 (0.6)
	水槽類	1.5	1.0	1.0	0.6

重要機器（水槽類）は、図面特記による。（水槽類にはオイルタンク等を含む）

(2) 設計用鉛直地震力：設計用鉛直地震力は設計用水平地震力の1/2とする。

(3) 上層階の定義は、下記による。

6階建以下の場合には最上層、7～9階建の場合は上層2階、10～12階建の場合は、上層3階、13階建以上は、上層4階

(4) 給湯設備の転倒防止措置

満水時の質量が15kgを超える給湯設備は、平成24年国土交通省告示第1447号に適合する転倒防止措置を行うこと。

17. あと施工アンカー

- 性能確認試験 ○行う ●行わない
- 施工後確認試験 特記なき場合、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）による。

18. 風圧力に対する性能

- 建築基準法施行令第87条に定めるところによる風圧力（耐風力）検討計算書を監督員に提出すること。なお、検討範囲にはそれぞれの取付部分を含めるものとする。

19. 施工条件

- 工事に伴い障害物が発見された場合は、速やかに監督員に報告し協議の上施工すること。
- 作業については日曜・祝日・第2・4土曜日及び年末年始並びに盆休みは行わない。（但し、やむを得ない場合は監督員と協議を行うものとする。）
- 施工時間は原則として、午前8時から午後6時までとする。
- 地元協議による条件が発生した場合、その施工条件を尊重すること。

20. 官公署その他への手続き

- 工事施工に必要な官公署その他への手続きは、標準仕様書第1編第1章第1節 1. 1. 3並びに改修標準仕様書第1編第1章第1節 1. 1. 3による。

21. 工事実績データの作成・登録について

- 請負業者は、受注時及び竣工時において請負代金額が500万円以上の工事については、コリンズ（工事実績情報システム）に基づき、実績登録データを作成し、監督員の確認を受けた後に、一般財団法人日本建設情報総合センター（JACIC）に登録しなければならない。登録後は「登録内容確認書」を直ちに監督員に提出しなければならない。また、設計変更時（工期変更、請負代金額変更）及び技術者の変更時には、同様の変更登録をしなければならない。いずれの場合も登録事由発生時から10日以内（土・日曜日、祝日及び年末年始の休日を除く）に登録しなければならない。

22. 建設業退職金共済制度

- 建設業退職金共済制度（以下「建退共」という）は現場で働く労働者を被共済者としたものであり、下請業者までこの制度の主旨を理解し、各現場ごとに建退共の証紙を購入し、契約締結後、1ヶ月以内に「建退共掛金収納書」を提出する。
- 工事用掲示板付近の見易いところに「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識を掲げること。

宮園小学校普通教室空調設備工事		設計完了日	H28.9
		工事発注日	
電気設備工事 特記仕様書 (1)		SCALE	NON
		原寸紙サイズ	A2
堺市教育委員会 学校管理部 教育環境整備推進室			
副理事 兼 主任	主任	担当者	
			E 1

